

自然災害対策編

(地震・津波、風水害)

1 総 則

- 第1節 計画の目的..... 自然 1-0-3
- 第2節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱..... 自然 1-0-9
- 第3節 住民等の責務..... 自然 1-0-14
- 第4節 南あわじ市の概況..... 自然 1-0-16
- 第5節 災害履歴..... 自然 1-0-18
- 第6節 災害の危険性と被害の特徴..... 自然 1-0-23

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南あわじ市の地域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制に万全を期することを目的とする。

- (1) 南あわじ市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関その他防災上必要な施設の管理者の処理すべき事務
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練、その他の災害予防に関する災害予防計画
- (3) 地震・津波、気象に関する予報又は警報の発表及び伝達、災害情報の収集及び伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧・復興に関する計画
- (5) その他必要な計画

第2 基本方針

- (1) 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、人命の保護を最重視し、経済的被害を最小化するとともに、被害の迅速な回復を図れるよう、「減災」の考え方を基本とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備える。
- (2) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ハード・ソフト対策を組み合わせた一体的な災害対策を推進する。
- (3) 行政の対策「公助」には限界があることから、住民一人ひとりが自らの命や財産を守る「自助」、地域において自分たちのまちを自分たちで守る「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進する。
- (4) 地域住民、事業者、民間団体、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら防災の取り組みを推進する。また、避難所の設置・運営、救援物資、仮設住宅など、あらゆる対策において、男女共同参画の視点から女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや障がい者・高齢者・子育て家庭等の災害時要援護者等のニーズに配慮する。
- (5) 最新の科学的知見や阪神・淡路大震災、東日本大震災など過去の災害における経験、教訓を継承することにより、地域における防災・減災の知恵や方法を育み、新しい「災害文化」の確立を図り、絶えず災害対策の改善を図る。

第3 重点を置くべき事項

(1) 災害への即応力の強化

被害の甚大な地域ほど情報が少ないという教訓を踏まえ、情報は自ら取りに行くという姿勢のもと、災害発生時の積極的な情報の収集・伝達・共有体制を強化するとともに、市、県及び関係機関等の中で、連携・協力・支援の体制を構築する。

(2) 被災地への迅速な物資供給と要員派遣

被災現場は混乱しており、具体的な支援ニーズの発信が困難であるという教訓を念頭に支援ニーズの把握に努めるとともに、これまでの被災経験を踏まえて、必要とされる物資及び要員についての緊急支援を確実に被災地に届く仕組みを整備する。

(3) 住民の円滑かつ安全な避難

住民の避難行動は安全が第一であるという原則に則り、平常時から緊急時の避難場所や避難路等について、ハザードマップや実戦的な避難訓練を通じて住民との情報共有を図る。また、雨量や河川水位等に関する情報をもとに、空振りを恐れることなく迅速、的確な避難勧告等の発令に資する取り組みや、夜間の突発的な豪雨等においても機能する確実な情報伝達手段の整備に努め、特に、避難行動要支援者の避難にあたっては、避難支援体制の充実強化を促進する。

(4) 被災者へのきめ細やかな支援

被災者の一刻も早い生活復興を支援するため、トイレ対策等生活環境を含めた避難所の運営を適切に行う。また、迅速に家屋被害認定を行うとともに、被災者支援システム(被災者台帳)などの仕組みの活用も図り、被災者のニーズに応じたきめ細やかな各種支援施策の具体化や周知に努める。

(5) 事業者や住民との連携

食料や生活用品等物資の供給をはじめ、多様な分野で民間からの支援を得るため、事業者や事業者団体との間に、実効性の確保に留意した災害時応援協定を締結するなど、平常時から連携体制の強化を図る。自主防災組織や消防団等、住民主体による地域防災力の充実強化を支援し連携を深める。

(6) 円滑かつ迅速な復興

住民の参画なくして地域の復興はなし得ないという教訓を踏まえ、住民と行政をつなぐ中間支援組織など多様な主体の参画のもと、創造的復興を目指す復興計画等を策定する仕組みを整備する。

第4 本計画に含まれる諸計画

本計画は、以下の計画を含むものとする。

(1) 水防計画

- (2) 津波避難計画
- (3) 南海トラフ地震防災対策推進計画
- (4) 業務継続計画
- (5) 受援計画

第5 班編成

この計画中、応急対策計画等においては、通常の部とは異なり、災害対応体制として、下記により班を編成する。

部 名	機 関 名 名	資料作成班	情報分析班	情報発信班	広報班	電話応対班	人事総務班	財務・庁舎班	輸送ルート確保班	救助消火搜索班	救助対策班	福祉対策班	保健対策班	ボランティア班	避難所配備職員	食料・飲料班	設備・用品班	給水班	トイレ班	廃棄物処理班	遺体班	被害認定班	生活支援班	下水道班	二次災害防止班	住まい対策班	教育班	子育て班	特命班
総	総務課						●																						
総	財務課							●																					
総	広報情報課				●																								
総	ふるさと創生課																												●
総	うずしお世界遺産推進課																												●
総	市民協働課																												●
危	危機管理課	●	●	●						●					●	○	○				○								
市	総合窓口センター																		○	○	●								
市	税務課																						●						
市	環境課																○		●	●	○								
市	福祉課											●		●									●						
市	子育てゆめらん課											○																	●
市	長寿・保険課											●																	
市	健康課										●		●																
産	商工観光課																●												
産	農林振興課															●													
産	食の拠点推進課															●													
産	水産振興課								●																				
産	農地整備課																								●				
産	建設課								●																●	●			
産	建築技術室																									●			
産	下水道課																							●					
会	会計課							●																					
教	教育総務課														○													●	
教	学校教育課														○													●	
教	社会教育課														○													●	
教	体育青少年課														○	○	○											●	
選	選挙管理委員会																												●
農	農業委員会事務局																												●
市	診療所										○																		
市	保育所・こども園・幼稚園																											○	
教	小中学校														○													●	
教	給食センター															○													
一	消防団									●																			
一	淡路広域消防事務組合									●																			
一	淡路広域水道企業団																	●											

● 主管課、主管機関

○ 関連課、関連機関

※ 表に入っていない課等については、本部長の指示に従い、随時災害対応業務にあたる。

第5 用語

この計画で、用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
災害時要援護者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう（災害対策基本法で定める「要配慮者」のこと）。
避難行動要支援者	災害時要援護者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。
避難支援等関係者	災害の発生に備え、避難行動要支援者の支援を担う市、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。
地区防災計画	地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。
避難場所	災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
指定緊急避難場所	避難場所のうち市が指定したもの。
避難所	避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
指定避難所	避難所のうち市が指定したもの。
被災証明書	災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。
被災者台帳	被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。

第6 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

第7 計画の周知徹底

この計画は、南あわじ市職員、防災関係施設の管理者、その他防災関係機関等に周知し、また、特に、必要と認めるものについては、住民にも理解を得る。

第8 計画運用

住民及び関係機関においては、必要に応じて、細部の活動計画を作成し、この計画の円滑な運用を図る。

第2節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関等は、防災に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

第1 南あわじ市

機 関 名	事 務 又 は 業 務
南あわじ市	1 災害予防対策の推進 2 災害応急対策の推進 3 災害復旧対策の推進

第2 兵庫県

機 関 名	事 務 又 は 業 務
淡路県民局・淡路地域地方機関	1 県、市、その他の防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集及び伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 被災者の救援・救護活動等の実施 7 交通・輸送対策の実施 8 公共土木施設(所管)の整備と防災管理及び復旧 9 水防力の整備強化 10 地すべり防止施設の整備 11 公共土木施設(所管)の応急対策 12 水防警報、水防指令の発表及び伝達 13 社会福祉施設の被害状況調査、応急対策及び復旧 14 災害救助法による救助活動に係る事務 15 防災営農林水産体制の推進 16 保安林等の整備、その他治山事業の推進 17 災害対策用資機材の調達及びあっ旋 18 災害時における病虫害の防除、家畜の衛生管理に対する指導 19 農林水産関係施設の復旧 20 被災農林漁業者に対する災害融資 21 農業・林業・漁業用施設等の防災事業の推進 22 農業・林業・漁業用施設等の被害状況調査、応急対策及び復旧 23 県税の減免措置等 24 防疫、清掃等の応急保健衛生対策 25 給食支援 26 保健衛生施設の復旧

第3 警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
南あわじ警察署	1 情報収集及び伝達 2 人命救助及び避難誘導 3 交通応急対策 4 遺体の検視等 5 社会秩序の維持 6 警察施設の復旧

第4 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊姫路駐屯地（第3特科隊・第3高射特科大隊）	人命救助又は財産保護のための応急対策の支援

第5 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
近畿地方整備局	1 公共土木施設（直轄）の整備と防災管理 2 水防警報の伝達（指定河川、湖沼、海岸について）、応急対策の指導 3 公共土木施設（直轄）の応急対策 4 被災公共土木施設（直轄）の復旧
近畿財務局 神戸財務事務所	1 災害復旧事業費査定の立会 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資 3 金融機関に対する緊急措置の指示 4 仮設住宅設置可能地の提示 5 復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
第五管区海上保安本部 神戸海上保安部 徳島海上保安部	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓発 2 災害応急資機材の整備・保管及び流出油防除対策協議会の指導・育成 3 海上災害に関する警戒及び警報等の伝達・警戒 4 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 5 海上における人命救助 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 海上治安の維持 11 海上における特異事象の調査

機 関 名	事 務 又 は 業 務
近畿農政局 (神戸地域センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備 4 土地改良機械の緊急貸付 5 農業関係被害情報の収集報告 6 農作物等の病虫害防除の指導 7 食料品、資料、種もみ等の安定供給対策 8 各種現地調査団の派遣 9 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 10 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成
近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有保安林、治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策 4 災害対策用復旧用材の供給 5 国有林における荒廃地の復旧
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進 4 災害時における通信手段の確保 5 災害対策用異動通信機器等の貸し出し
兵庫労働局 洲本公共職業安定所	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業場における産業災害防止の監督指導 2 労働災害発生情報の収集 3 労働災害の二次災害防止 4 労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償 5 災害復旧工事等における労働災害防止 6 災害復興工事等における労働災害防止
近畿経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 2 事業者(商工業等)の業務の正常な運営の確保 3 生活必需品、復旧資機材の円滑な供給の確保 4 被災中小企業の振興及び復興その他経済復興の支援 5 生活必需品、復旧資機材の円滑な供給の確保 6 ライフライン施設等の本格復興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等の保安確保対策の推進 2 危険物等の応急対策の指導
神戸運輸監理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 緊急海上運輸確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 3 特に必要があると認める場合の輸送命令 4 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 5 交通機関利用者への情報提供 6 被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力・支援 7 被災協力事業者に対する支援 8 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 9 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送実施のための調整 10 貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 11 道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集
大阪管区气象台 (神戸地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達 2 被災地域における災害復興を支援するための観測データや地象等総合的な情報の適時・適切な提供

機 関 名	事 務 又 は 業 務
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 4 所管施設等の避難場所等としての利用 5 緊急環境モニタリングの実施 6 地盤沈下地域状況の把握 7 災害廃棄物等の処理対策 8 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び、連絡調整等の支援
近畿地方測量部	1 地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援 2 防災関連情報の把握及び提供 3 復旧測量等の実施及び支援

第6 常備消防

機 関 名	事 務 又 は 業 務
淡路広域消防事務組合	1 災害予防活動の実施 2 消防防災活動 3 人命の救助、被災者の応援救助 4 危険物施設の応急安全対策 5 被害情報の収集及び伝達 6 市の災害応急対策に関する業務の支援

第7 一部事務組合

機 関 名	事 務 又 は 業 務
淡路広域行政事務組合	1 不燃性ごみ（粗大ごみを含む）処理施設の設置及び経営に関する事務 2 心身障がい児通園施設の設置及び運営に関する事務 3 その他関係市の広域行政の推進に関する事務
淡路広域水道企業団	1 水道施設の整備と防災管理 2 水道施設の応急対策 3 応急給水
洲本市・南あわじ市 衛生事務組合ごみ処理施設やまなみ苑	1 清掃施設の整備と防災管理 2 清掃施設の応急対策 3 ごみ・災害廃棄物の処理

第8 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
西日本電信電話株式会社兵庫支店 KDDI株式会社神戸支店 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社	1 電気通信設備の整備と防災管理 2 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 3 災害時における非常緊急通信 4 被災電気通信設備の災害復旧
日本郵便株式会社 (南あわじ市内郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保並びに災害特別取扱いの実施 2 被災郵政業務施設の復旧 3 地方公共団体に対する災害復旧資金の融資
日本銀行(神戸支店)	1 金融特例措置の発動 2 金融機関に対する緊急措置の指導
日本赤十字社(兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援) 3 救援物資の配分
日本放送協会(神戸放送局)	1 放送施設の整備と防災管理 2 災害情報の放送 3 放送施設の応急対策 4 被災放送施設の復旧
本州四国連絡高速道路株式会社	1 有料道路(所管)の整備と防災管理 2 有料道路(所管)の応急対策 3 有料道路(所管)の復旧
日本通運株式会社各支店 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	災害時における緊急陸上輸送
一般社団法人兵庫県トラック協会淡路支部	災害時における緊急陸上輸送
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	1 電力供給施設の整備と防災管理 2 電力供給施設の応急対策 3 被災電力供給施設の復旧
淡路交通株式会社	災害時における緊急陸上輸送
株式会社ラジオ関西	災害情報の放送
株式会社サンテレビジョン	災害情報の放送
兵庫エフエム放送株式会社	災害情報の放送
一般社団法人兵庫県医師会	災害時における医療救護
一般社団法人兵庫県LPガス協会淡路支部	1 利用者への安全に関する定期的な指導 2 二次災害防止のためのガスボンベの安全確認

第3節 住民等の責務

第1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

公共的団体名	責 務
社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会	1 社会福祉施設の被害調査、災害時要援護者の救助・救援対策の協力 2 ボランティアセンターの開設・運営 3 生活福祉資金貸付の受付
淡路ブロック給食施設協議会	市が行う被災者への炊き出しへの協力
一般社団法人南あわじ市医師会	1 医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の医療救護、検案、防疫、心的外傷後ストレス障害対策の協力
南あわじ市歯科医師会	1 歯科医師、歯科医療機関との連絡調整 2 災害時の歯科医療救護、検案等の協力
一般社団法人兵庫県薬剤師会淡路支部 一般社団法人兵庫県病院薬剤師会東神戸支部	1 薬剤師との連絡調整 2 災害時の医薬品の供給の協力
兵庫県獣医師会淡路支部	1 獣医師との連絡調整 2 避難者の愛玩動物対策の協力
南あわじ市交通安全協会 南あわじ市防犯協会	災害時の警備活動の協力
農業協同組合 漁業協同組合 南あわじ市商工会等	1 被害調査、被災者の救助・救援対策の協力 2 被災組合員の応急、復旧対策支援
一般社団法人兵庫県建築士事務所協会淡路支部	家屋の被害認定調査
南あわじ市建設業安全・安心協力会 兵庫県電気工事工業組合淡路支部 兵庫県環境事業商工組合 淡路広域管工事業協同組合	公共土木施設の応急・復旧対策、被災者の救助・救援対策の協力

公共的団体名	責 務
金融機関	被災者、被災事業者の再建支援
医療施設の管理者	1 防災設備の整備、防災訓練 2 災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	1 防災設備の整備、防災訓練 2 災害時要援護者の救援協力
危険物施設等の管理者	1 防災設備の整備、防災訓練 2 災害時の危険物の安全措置、施設傷病者の救護・看護の協力
自治会、自主防災組織	1 防災資機材の整備、防災訓練、防災活動マニュアルの作成 2 自主防災活動 3 警報等の収集及び伝達、避難誘導、被災者の救助・救援対策の協力

第2 住民・事業所

住民は自らの災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

区 分	責 務
住 民	1 飲料水・食料・生活必需品等の備蓄（最低3日間分、可能であれば1週間分以上）、防災知識の取得 2 住宅の安全措置（家具の安全配置・固定、耐震化）、初期消火、警報等の収集及び伝達、避難 3 近隣の自主防災活動、救助・救援活動の協力
事 業 所	1 従業員等の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄、防災マニュアルの作成、従業員への知識の普及、防災訓練 2 警報等の収集及び伝達、利用者等の避難誘導、自衛消防活動 3 地域の自主防災活動、被災者の救助・救援活動の協力 4 事業所施設の耐震化及び安全措置

第4節 南あわじ市の概況

1 位置と地勢

南あわじ市は、淡路島の南西部に位置し、その面積は島内の約1/3を占めている。

南部、西部はそれぞれ紀伊水道、播磨灘に面し、北部の先山山地、南東部の諭鶴羽山地、西の南辺寺山地に囲まれた中央部には三原平野が広がっており、三原川が播磨灘へと注いでいる。また、灘漁港沖合4kmには、離島である沼島を有している。

本市は、神戸市から60km圏、大阪市から80km圏にあって、市の中央を走る神戸淡路鳴門自動車道から本土に通じる明石海峡大橋を経て、神戸へ50分、大阪へ90分、大鳴門橋を経て、徳島へ40分で到達できる場所に位置し、四国地域から見ると、淡路島及び近畿の玄関口に位置することとなる。市内の道路網は、国道28号や県道福良江井岩屋線、大谷鮎原神代線、洲本灘賀集線、洲本松帆線、阿万福良湊線等が幹線道路を形成しており、洲本市及び淡路市と連絡している。

2 気候

本市の気候は、瀬戸内式気候区に属し、穏やかな気候である。

過去10年間の平均気温は16.0℃、同じく年平均降水量は1,579.8mmで、冬期は比較的暖かく、雨は夏場に多く冬場に少なくなっている。

3 人口と面積

本市の人口は、平成27年の国勢調査によると総人口は46,912人で、平成22年に比べ約5.9%減少しており、この減少傾向は昭和25年以降続いている。年齢階層別に見ると、年少人口（15歳未満）が12.3%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が54.2%、老年人口（65歳以上）が33.4%であり、高齢化が非常に速いペースで進行している。

本市の総面積は、229.01km²（平成30年10月1日現在・国土地理院平成30年全国都道府県市区町村別面積調）であり、淡路地域全体の38.4%、兵庫県全体の2.7%を占めている。

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	57,690	57,526	56,664	54,979	52,283	49,834	46,912
年少人口 (15歳未満)	11,883 20.6%	10,557 18.4%	9,374 16.5%	8,249 15.0%	7,101 13.6%	6,387 12.8%	5,760 12.3%
生産年齢人口 (15歳以上65歳未満)	36,424 63.1%	36,452 63.4%	35,254 62.2%	33,433 60.8%	31,124 59.5%	28,791 57.8%	25,404 54.2%
老年人口 (65歳以上)	9,383 16.3%	10,517 18.3%	12,036 21.2%	13,297 24.2%	14,058 26.9%	14,616 29.3%	15,679 33.4%
世帯数	15,490	16,017	16,716	17,140	17,044	16,981	16,968
一世帯当り人員	3.72	3.59	3.39	3.21	3.07	2.93	2.76

※ 平成27年国勢調査 総人口46,912人の内、年齢不詳69人が含まれている。

4 土地利用

本市における土地利用区分は、次のとおりである。

土地利用区分 (平成23年現在)

田	畑	宅 地	山 林	原 野	雑種地	その他	計(k m ²)
38.37	4.65	10.55	45.09	0.45	2.81	127.31	229.23

第5節 災害履歴

第1 過去の地震

1 兵庫県内での地震災害の発生状況

本市に影響を及ぼしたと思われる過去の地震災害は次のとおりである。

兵庫県内のいずれかに震度5以上を与えたと推定される地震

番号	発 生 年 月 日	規模 (マグニチュード)	地 震 名
1	599. 5.28 (推古 7. 4.27)	7. 0	
2	701. 5.12 (大宝 1. 3.26)	7. 0	
3	745. 6. 5 (天平 17. 4.27)	7. 9	
4	827. 8.11 (天長 4. 7.12)	6. 5~7.0	
○5	868. 8. 3 (貞観 10. 7. 8)	≥7. 0	播磨国地震
○6	887. 8.26 (仁和 3. 7.30)	8.0~8.5	
7	938. 5.22 (承平8(天慶1). 4.15)	7. 0	
8	1096.12.17 (嘉保3(永長1). 11.24)	8. 0~8.5	
9	1361. 8. 3 (正平 16. 6.24)	8 1/4~8.5	
10	1449. 5.13 (天安16(宝徳1). 4.12)	5 3/4~6.5	
11	1498. 9.20 (明応 7. 8.25)	8. 2~8.4	
12	1510. 9.21 (永正 7. 8. 8)	6. 5~7.0	
13	1579. 2.25 (天正 7. 1.20)	6±1/4	
14	1596. 9. 5 (文録5(慶長1). 7.13)	7 1/2±1/4	
15	1662. 6.16 (貫文 2. 5. 1)	7 1/4~7.6	
16	1707.10.28 (宝永 4.10. 4)	8. 4	宝永地震
17	1751. 3.26 (寛延4(宝暦1). 2.29)	5.5~6.0	
18	1854.12.23 (嘉永7(安政1). 11. 4)	8. 4	安政東海地震
19	1854.12.24 (嘉永7(安政1). 11. 5)	8. 4	安政南海地震
○20	1864. 3. 6 (文久4(元治1). 1.28)	6 1/4	
21	1891.10.28 (明治24)	8. 0	濃尾地震
○22	1916.11.26 (大正5)	6. 1	
○23	1925. 5.23 (大正14)	6. 8	北但馬地震
○24	1927. 3. 7 (昭和2)	7. 3	北丹後地震
○25	1943. 9.10 (昭和18)	7. 2	鳥取地震
26	1946.12.21 (昭和21)	8. 0	南海地震
○27	1949. 1.20 (昭和24)	6. 3	
28	1952. 7.18 (昭和27)	6. 8	吉野地震
29	1961. 5. 7 (昭和36)	5. 9	
30	1963. 3.27 (昭和38)	6. 9	越前岬沖地震
31	1984. 5.30 (昭和59)	5. 6	兵庫県南西部地震
◎32	1995. 1.17 (平成7)	7. 3	兵庫県南部地震
33	2000.10. 6 (平成12)	7. 3	鳥取県西部地震
34	2011. 3.11 (平成23)	9. 0	東北地方太平洋沖地震
○35	2013. 4.13 (平成25)	6. 3	
36	2018. 6.18 (平成30)	6. 1	大阪府北部地震

(注1) ○は県内のいずれかに震度6以上を与えたと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度7以上を与えた地震

(注2) なお、「鎮増私聞記」によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

(注3) データは、「兵庫県地域防災計画」による。

2 兵庫県での津波の状況

兵庫県で観測された津波の主なものは、次のとおりである。

	発生年月日	地震名	震源	津波（最大波高）
1	昭和21年12月21日	南海地震	紀伊半島沖	福良町 250cm 灘村 150cm 沼島村 150cm 阿萬町 150cm 由良町 100cm 志筑町 100cm
2	昭和27年11月4日	カムチャッカ沖	カムチャッカ半島南東沖	洲本 19cm
3	昭和35年5月23日	チリ地震	南米チリ南部沖	神戸 56cm 洲本 59cm
4	昭和38年10月13日	エトロフ島沖地震	北海道東方	神戸 10cm 洲本 3cm
5	昭和39年3月28日	アラスカ地震	アラスカ湾	神戸 23cm 洲本 14cm
6	昭和40年2月4日	アリューシャン地震	アリューシャン中部	神戸 8cm 洲本 4cm
7	昭和43年4月1日	日向灘地震	日向灘	神戸 11cm 洲本 5cm
8	昭和58年5月26日	日本海中部地震	秋田・青森県沖	津居山 108cm
9	平成5年7月12日	北海道南西沖地震	北海道南西沖	(参考) 京都府舞鶴 70cm
10	平成7年1月17日	兵庫県南部地震	大阪湾	神戸 6cm
11	平成16年9月5日	なし	三重県南東沖	神戸 5cm
12	平成21年1月4日	なし	インドネシア ・パプアニューギニア	神戸 5cm
13	平成22年2月27日	なし	チリ中部沿岸	神戸 21cm 洲本 19cm
14	平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震	三陸沖	神戸 53cm 洲本 43cm

3 兵庫県南部地震

(1) 地震の発生状況

兵庫県南部地震は、平成7年1月17日午前5時46分に発生したマグニチュード7.3の地震で、場所によっては震度7を記録するなど、この地域としては、昭和27年に記録した震度4をはるかに上回る大きな地震であった。

震源地 大阪湾 北緯34度36分 東経135度02分

震源の深さ 16km

各地の震度 7（神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町、津名町の一部）
6（神戸、洲本） 5（豊岡） 4（姫路など）

マグニチュード 7.3

最大加速度 818gal（南北成分、神戸地方気象台）

(2) 市内被害概要

重 傷 13人
軽 傷 15人
全壊家屋 181世帯
半壊家屋 420世帯
一部損壊家屋 1,658世帯

第2 南あわじ市の風水害履歴概況

発生年月日	名称	種類	災害の概況
昭和8年 9月4日	台風	高潮	台風は、東シナ海より日本海を北東に進んだ。このため、淡路島では夕刻北西の暴風となり、高波のため、西浦海岸は被害を受けた。
昭和9年 9月21日	室戸台風	風水害 高潮	台風は室戸岬に上陸、淡路島を経て、神戸市をかすめ、京都付近を通過し、日本海に抜けた。 洲本測候所の観測では、最低気圧941.3hpa、最大風速26m/sを記録した。市内での被害家屋は1,648世帯に達した。 この台風は、淡路島で方向をしばしば転換したため、島内各地の被害は倍加、沿岸地帯は高潮を受け、多大な被害を受けた。
昭和13年 7月3日～ 5日	梅雨前線 豪雨	水害 土砂災害	3日から5日にかけて島内各地で豪雨があり、山腹の崩壊、河川の氾濫等被害が著しく、島内で、ため池の決壊は約1,500箇所に達した。橋梁はほとんどが流失し、全島の交通が一時途絶した。 洲本での期間降水量(3日10時～5日14時)は、359.4mmを記録した。
昭和20年 9月17日～ 18日	枕崎台風	風水害	台風は、九州南西部に上陸し、その後、進路を北東にとり、瀬戸内海から中国地方を縦断した。期間降水量(15日10時～19日10時)は、福良117mmで雨量は少なかったが、風害により島内各地に被害が出た。松帆では家屋浸水150戸、田流失10町歩、同冠水300町歩。灘では防波堤決壊1箇所、海岸決壊5箇所。
昭和25年 9月3日	ジェーン台風	風水害 高潮	台風は、3日午前10時、東方20kmの海上から北東進し、12時、淡路島南方を通過、15時に若狭湾に抜けた。この間、高潮が襲来し、電信電話網は島全域で切断され、孤立状態となった。 洲本測候所の観測では、最低気圧963.4hpa、最大風速31.3m/sを記録した。
昭和26年 10月15日	ルース台風	風水害	台風は、鹿児島県北西部に上陸後、中国地方西部を経て、松山付近に達し、その後、分裂、この間、長時間にわたり強風が吹き、海岸部に甚大な被害をもたらした。
昭和27年 7月10日～ 11日	梅雨前線 豪雨	水害	間欠的な土砂降りのため、洲本で期間降水量(10日10時～11日10時)209.6mm、1時間降水量の49.5mmを記録した。 和歌山県紀ノ川の大洪水により、流木の山が全島の海岸に押し寄せた。
昭和34年 9月26日	伊勢湾台風	風水害	台風は、潮岬西方に上陸し、奈良県、三重県、岐阜県北方を通過、日本海に抜けた。最低気圧959.4hpa、最大瞬間風速49.2m/sを記録した。降雨状況は淡路島の南部では全般に200mm以上に達した。特に海岸線の被害が甚大。
昭和36年 6月24日～ 28日	梅雨前線 豪雨	水害	梅雨前線の停滞と台風6号の影響により、5日間にわたり数回の豪雨があり、総降水量は洲本で542.0mm、日降水量188.1mm、1時間降水量53.8mmを記録した。浸水家屋が多数にのぼり、田植え後の苗が流出するなど農作物の被害も甚大であった。

発生年月日	名称	種類	災害の概況
昭和36年 9月16日	第2室戸台風	風水害 高潮	台風は16日朝に室戸岬に上陸、北東方に進路を取り、淡路島を縦断して日本海に抜けた。最低気圧934.7hpa、最大瞬間風速49.4m/s、日降水量107.9mmが記録された。島における被害は、死者・行方不明者3名、負傷者25名、全壊流失家屋207戸、床上浸水5,751戸、床下浸水8,768戸に及び、緑町を除く1市9町に災害救助法が適用された。
昭和40年 9月10日～ 17日	台風23号 台風24号 梅雨前線 豪雨	風水害 高潮	台風23号は四国剣山を越えて、10日播磨灘から姫路付近に上陸した後、北上、12時頃日本海に通り抜けた。3日間の雨量は144mm、瞬間最大風速57.0m/sは、洲本測候所開設以来の記録であった。 さらに、9日に発生した台風24号は、北上するにつれ、本邦南岸沿いに停滞していた秋雨前線を刺激し豪雨をもたらしつつ、17日夕刻、志摩半島東部に上陸、本土を縦断した。
昭和46年 8月30日～ 31日	台風23号	風水害	台風は高知県南国市に上陸後、播磨灘から淡路島北部を東進し、紀伊半島を横断、東海方面に抜けた。兵庫県は30日昼過ぎから風雨が次第に強まり、県南部では夕方から暴風となった。総降水量は、台風の中心が通過した淡路島の南部で300mm。特に、淡路島の南部では三原川支流の大日川が決壊したため、1,500戸が床下浸水し、耕地600haが冠水した。1日最大降水量は、市297mm(30日)を記録した。
昭和49年 7月6日～ 7日	台風8号 梅雨前線 大雨	水害	朝鮮半島から日本海に入った台風の影響を受け、梅雨前線が活発化し、大雨となり、県南部に大きな被害をもたらした。福良で1時間降水量の最大は93.5mm、10分間降水量の最大25.0mmを記録した。
昭和54年 9月30日～ 10月1日	台風16号	水害	台風は高知県室戸市付近に上陸後、北東に進み、徳島付近を通り淡路島を直撃、島を中心に局地的な被害をもたらした。1時間降水量は最大で南淡110mmを記録した。
平成16年 8月17日～ 20日 8月30日～ 31日 9月7日～ 8日 9月29日～ 30日 10月20日～ 21日	大雨 台風16号 台風18号 台風21号 台風23号	水害 高潮	8月17日に灘で総雨量294mmの集中豪雨により大規模な土砂災害が発生し、灘地区一帯に大きな被害をもたらした。 また、この年は台風が多数(10回)日本列島に上陸する異常な年であり、台風16・18号は沿岸部に高潮被害をもたらした。 台風23号は、足摺岬付近に上陸し、淡路島の南を通過。島内全域に集中豪雨が降り、浸水被害をもたらした。 洲本特別地域気象観測所での1日降水量(20日0時～24時)は309mm、時間最大降雨は72mmを記録した。 (参考) 緑 総雨量 476mm、 1日降水量(19日18時～20日18時) 426mm、 時間最大降雨72mm 北富士ダム 1日降水量(19日19時～20日19時) 373mm、 時間最大降雨89mm

発生年月日	名称	種類	災害の概況
平成21年 11月11日	大雨	水害	前線を伴った低気圧が西日本南岸を通過したため兵庫県では淡路島を中心に大雨となった。 沼島で床下10棟、山がけ崩れ 黒岩で土砂崩れ（県道洲本灘賀集線が通行止） 洲本で、期間降水量221.5mm（10日～11日）、最大日降水量143.0mm（11日）、最大1時間降水量56.5mm（11日2時44分）を記録した。
平成23年 7月19日	台風6号	風水害	台風による大雨の影響で、洲本市で1件、南あわじ市で29件が床下浸水となった。南あわじ市では高波による道路冠水が発生するなど県内8箇所が道路が通行止。南部の沿岸部を中心に15箇所が樹木が倒壊。 南淡で、期間降水量204.0mm（18日～20日）、最大日降水量177.5mm（19日）を記録した。
平成23年 10月22日	大雨、雷	風水害 落雷害	淡路島を中心に大雨となり、22日の降水量は洲本で193.0mm、南淡で109.5mmに達した。 南あわじ市で床下浸水1棟、榎列の三原川沿いの市道では路肩が約60mにわたり崩壊し、通行止になった。 落雷により淡路島3市で1,100世帯が停電した。
平成24年 10月17日	大雨	風水害	気圧の谷や南からの湿った空気の影響で、雷を伴った大雨が降り、南あわじ市では1棟が床下浸水し、1箇所が道路冠水があった。 洲本で、期間降水量99.5mm（17日）、最大日降水量99.5mm（17日）、最大1時間降水量48.0mm（17日）
平成25年 9月4日	大雨	風水害	台風17号から変わった低気圧や停滞前線の影響により大雨となった。兵庫県内で床上浸水12棟、床下浸水163棟、南あわじ市では土砂崩れが発生した。
平成29年 9月16日～ 18日	台風18号	水害 高潮	17日夕方から18日明け方に台風の影響により、兵庫県は広い範囲で暴風を伴った大雨になった。本市では、17日夜のはじめ頃以降に、南淡で、西北西の風15m/sの最大風速、南の風26.5m/sの最大瞬間風速を観測した。また、高潮による浸水があり、6棟の床下浸水が発生した。
平成29年 10月20日～ 23日	台風21号	水害	台風の北上に伴い、本州南岸の前線の活動が活発になり、特に22日午後から23日明け方は、兵庫県では暴風を伴った大雨になった。本市では、総降水量が、南淡で、304.5mmを観測した。また、高島池の越水などのため池被害が発生した。
平成30年 7月5日～ 8日	平成30年7 月豪雨	水害	6月29日に日本の南で発生した台風7号は、東シナ海を北上し、7月4日には日本海を北東に進み、同日15時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。この低気圧からのびる梅雨前線が西日本に停滞し、また、南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、兵庫県では5日朝から7日朝にかけて断続的に大雨となり、県内15市町に大雨特別警報が発表された。本市では、南淡で、総降水量が、322.5mm、最大1時間降水量が、14.5mmを観測した。また、1棟の床下浸水が発生し、避難者が37世帯、57人に及んだ。

（注）神戸地方気象台参照

第6節 災害の危険性と被害の特徴

第1 地震・津波発生の危険性

1 地震発生の危険性

(1) 海洋性巨大地震－南海地震

紀伊水道沖では、M8を超える南海地震が、繰り返し発生し、古文書等で684年、887年、1099年、1361年、1605年、1707年、1854年、1946年に起きたことが知られている。こうした意味で、比較的発生のサイクルがわかっている地震である。

前回1946年に発生した南海地震からは、既に73年以上経過しており、前回の規模が比較的小さかったことから、今回の発生時期については比較的早まるのではないかという意見もあり、発生時には、広範囲に及ぶことも予想される。

また、南海地震が起きる直前若しくは2年程度前に震源より東の海上で大地震が発生する可能性がある。

(2) 内陸部地震

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは過去の活動状況がよくわかっていない。

日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲－淡路島断層帯、有馬－高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町断層帯など多くの活断層が分布しており、兵庫県での強い揺れが想定される。1995年の兵庫県南部地震により、こうした活断層の危険性について、一般に強く認識されることとなった。

① 六甲－淡路島断層帯

六甲－淡路島断層帯は、六甲山地から淡路島北部に至る主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山断層帯の総称であり、活動度B級（0.1～1mm/年）の断層だけでも、野島断層、東浦断層、仮屋断層、須磨断層、横尾山断層、会下山断層、和田岬断層、諏訪山断層、布引断層、五助橋断層、大月断層、芦屋断層、甲陽断層など多数存在する。これらは、過去に大きな地震を起こしたという文献上の記録は確認されていないが、野島断層をはじめ少なくとも一部の断層は、1995年の「兵庫県南部地震」の震源となったことにより、これまで蓄積されてきたエネルギーが解放されたと考えられる。

一方、六甲－淡路島断層帯のうち今回動かなかった断層については、将来、今回の地震のサイクルとは別に、あるいは有馬－高槻断層帯と連動して動く可能性も否定できない。なお、最近のトレンチ調査で、野島断層は約2000年前、東浦断層は1596年の慶長伏見地震の際に活動した可能性が指摘されている。

② 有馬－高槻断層帯

有馬－高槻断層帯は、神戸・阪神地域の北部から京都府まで東西に走る断層である。活動度はB級（0.1～1mm/年）で、最近のトレンチ調査により1596年の慶長伏見地震の震源断層であった可能性が指摘されている。

③ 山崎断層帯

山崎断層帯は、県南西部の播磨地域から岡山県に至る断層で、1968年に活断層であることが発見されて以来、微小地震の集中現象と合わせて注目されるようになった。活動度はB級で、県が実施した調査結果では、山崎断層帯の最新の活動時期は、播磨国地震（868年）に相当することや活動周期は千数百年から二千数百年であること等の可能性が明らかとなっている。

④ 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、奈良県香芝市から五條市、和歌山市、淡路島の南あわじ市の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達する日本で最も長い延長を持つ活断層で活動度も高いが、伊予灘から紀伊半島までの間の地域では、文献上地震の発生の記録が確認されていない。最近のトレンチ調査によって、徳島県付近では1596年の慶長伏見地震の際に活動した可能性が指摘されているが、この付近の地盤のずれる速度から考えてM8クラスの地震が発生して不思議ではない。

⑤ その他の断層

その他、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震（京都府）が起き、震度6を記録している。また、近隣府県にも生駒断層帯、上町断層帯、三峠・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。

2 津波の危険性

本市沿岸域に津波による被害をもたらす地震としては、太平洋沿岸側の紀伊半島・四国沖の南海トラフ近傍を震源とする南海地震が代表的な地震であるが、南米太平洋沿岸沖等の地震により津波を観測しており、過去の被害が比較的小規模なものであるといえども、本市にとって、津波災害にも十分に注意していく必要がある。

津波は、紀伊半島南端から紀伊水道を北上し、紀淡海峡及び鳴門海峡を抜けて大阪湾沿岸や播磨灘へ到達する。両海峡により津波の波高は減少すると考えられるが、船舶の座礁、流出等二次的な被害にも注意する必要がある。

また、淡路島沿岸部については、特に、太平洋に面した南部地域沿岸部は、津波がダイレクトに入ってくるため、津波が高くなる可能性があり、重点的な対策が必要である。

3 活断層と地震災害

断層の活動状況等については、まだ解明されていない点が多く、現段階では、時間、場所及び規模を特定して地震の発生を予知することは不可能である。例えば、特定の地点をトレンチ調査等により調べたとしても、〈1〉文献記録のない時代については活動時期の厳密な特定が難しいこと、〈2〉活動周期が必ずしも一定であるとは断定できないことから、そこから直ちに得られる知見だけでは、かなりの幅を持った予測にとどまらざるを得ない。また、活断層と被害の関係についても、十分に判明しているとは言い難い。

そのため、様々な観点から調査研究を積み上げ、データを集積し、活断層の活動の傾向や実態をより詳しく解明するために、長期的視点に立った取り組みが必要となる。県をはじめ防災関係機関は、そうした共通認識の下、可能な限りの防災対策の充実に努めるとともに、住民一人ひとりも地震に対する備えを怠らないことが何よりも肝要である。

第2 地震の被害想定

南海トラフを震源とする地震について、兵庫県では、国が実施した被害想定を踏まえつつ、地震動による防潮堤等の沈下などを考慮した県独自の津波浸水シミュレーションを実施し、県独自の浸水想定を基礎にするなど地域特性を考慮した被害想定が行われた（兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定、平成26年6月）。

1 被害想定条件

(1) 主な計算条件

① 想定するシーン

発災季節・時刻	特徴
冬の早朝5時	多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害発生の危険性が高く、津波からの避難が遅れる可能性がある。
夏の昼間12時	木造建物内の滞留人口が一日の中で最も少ない時間帯。就業中や在校中の人が多く、海水浴客等海浜利用客も存在する。
冬の夕方18時	最も火気の使用が多く、火災の危険が高まる季節・時間帯。

② 地震動

国の検討会が設定した地震動のケースの中で、兵庫県内各市町の最大震度が最も大きくなる「陸側ケース」を採用する。この地震によって予想される震度は、市全域で震度6弱から7となる。

③ 津波

兵庫県独自の津波浸水シミュレーション結果のうち、ケース1（越流時破堤・門扉開放）を採用する。

(2) 被害想定結果

項目	冬の早朝5時発災	夏の昼間12時発災	冬の夕方18時発災
建物被害			
全壊（棟） （うち揺れ）	11,260 (10,229)	11,255 (10,229)	11,267 (10,229)
半壊（棟）	12,355	12,357	12,352
人的被害			
死者（人） （うち津波）	1,774 (1,194)	1,473 (1,171)	1,664 (1,182)
負傷者（人）	3,496	2,625	2,890
ライフライン被害			
上水道（断水人口）	最大 33,223人 断水率68.0%		
下水道（支障人口）	最大 10,979人 支障率35.6%		
電力（停電軒数）	最大 2,054軒 停電率9.3%		
固定電話（不通回線数）	最大 4,764回線 不通回線率34.1%		
携帯電話（不通ランク）	ランク A (停電率と不通回線率の少なくとも一方が50%を超える場合)		
生活への影響			
避難所生活者 （ピーク時、人）	9,029	8,800	8,864
孤立可能性のある集落	15集落（漁業集落：土生、仁頃、中西、沼島（東泊、北、中、南）、福良（向谷、原田、十軒家、鳩）、阿那賀（伊毘、本村、丸山）、津井）		
対策必要量			
医療機能（入院需要量）	994	595	778
応急仮設住宅（戸）	4,558	4,558	4,559
災害廃棄物（トン）	約140万		
直接被害額（兵庫県全体）	約5.6兆円	約5.5兆円	約5.6兆円

- ※ 資料編 「8-6 南海トラフ巨大地震想定震源断層域」
「8-7 南海トラフ巨大地震における強震動生成域の設定ケースと震度分布」
「8-8 地表震度」
「8-9 液状化危険度」
「8-10 最大加速度」
「8-11 最大浸水深分布図（津波）」
「8-15 都市圏活断層図 六甲・淡路島断層帯とその周辺」

第3 風水害の被害想定

南あわじ市の自然条件、地域特性と既往災害から明らかとなった被害特性を踏まえた上で、風水害による被害の様相を想定する。

1 洪水害

洪水害は、河川の溢水・破堤等による外水氾濫と堤内地の排水不良による内水氾濫に大別できる。

近年、ダム整備、河川改修、下水道整備等により洪水による被害は著しく減少しているが、都市化の進展に伴い、洪水調節機能を有している山林・農地等の自然的土地利用が転用され、保水機能の低下や洪水流速が早まることに伴う新たな危険性が生じ、経済・社会基盤の集中に伴う被害量及び被害額が増大している。また、市内には多数のため池が分布しているため、大雨時には特に警戒を要する。これらの洪水害により、人的・物的被害が生じることはもとより、交通の遮断や農作物の冠水、感染症の蔓延等の二次的被害が生じるおそれがある。

2 土砂災害

土砂災害は、土石流、地すべり及び斜面崩壊に大別できる。

山崩れやがけ崩れなどの斜面崩壊、地すべりについては、山地、丘陵地、台地部と平地部の境界部分において発生しやすく、背後に急斜面を有する宅地は十分な注意を要する。

3 高潮災害

高潮は、主に台風に伴って発生しており、その発生時期については、台風が対馬海峡を通過する場合は、日本海南部に達した頃にあらわれ、九州及び四国を縦断する場合は、中国地方に上陸した頃にあらわれる傾向がある。特に秋の大潮期には厳重な警戒が必要であり、松帆、湊、津井、阿那賀、丸山、伊毘、志知、福良、阿万、灘及び沼島地区は被害の危険性が大きい地域である。